

## 神戸交通労働組合本部との交渉議事録

1. 日 時：令和元年9月10日（火） 17:30 ～ 18:30
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）職員課長、職員係長  
（組合）書記長、書記次長
4. 議 題：採用選考にかかる職種の見直しについて  
脳ドックの実施について  
服薬調査について  
保健師による健康管理体制の強化について
5. 議事要旨：別紙のとおり

対局交渉

2019. 9. 10 / 17:30～

## 1. 採用選考にかかる職種の見直しについて

【当局】 採用選考について、「電気技士」及び「検車技士」を、「電気機械技士」として、同一の職種に改めて実施したいと考えている。

これは、電気・機械それぞれで鉄道に特化した電力、信号、通信、電路及び車両に関する深い経験と知識を得られるような配属を行っていくことにより、職員一人ひとりのスキルアップを図り、さらなる組織力の強化と活性化を図ることを目的としている。

また、資格要件を緩和、一体化することにより応募者数を増やし、優秀な人材の確保につなげるとともに、より柔軟な人事配置を行うことで、鉄道施設全般を理解する人材育成を図っていくものである。

【組合】 現在、「電気技士」及び「検車技士」として勤務している職員の扱いはどうなるのか。

【当局】 現在、「電気技士」及び「検車技士」として勤務している職員については、職種変更は行わず、それぞれの職種で勤務していただくつもりである。

【組合】 内部協議する。

## 2. 脳ドックの実施について

【当局】 先の団体交渉でも申し上げたが、今回の事故を踏まえて、乗合自動車運転士の健康管理を徹底するため、脳ドックを実施する。

対象としては、健康診断の結果（BMI が 30 以上、もしくは血圧・脂質・糖代謝いずれかの項目が要受診）の乗合自動車運転士を、産業医が指定（約 50 名程度を予定）し、12 月ごろに頭部 MR 検査（頭部 MRI+MRA・頸部 MRA）を実施することで、脳腫瘍や無症候性脳梗塞、脳動脈瘤などの早期発見を行う。

なお、検査には専門医が必要となり、検査は週に 2 日、人数は 1 日で 2～3 名のペースを想定しており、対象者全員（約 50 名）の検査に約 2 月かかる見込みである。

【組合】 団体交渉でも指摘したが、血圧等が正常値であっても、人間ドックにより疾患が発見される場合もあることから、対象範囲を広げていくべきではないか。

【当局】 対象範囲については、他都市の状況等を踏まえながら研究していきたい。

## 3. 服薬調査について

【当局】 今回の事故を踏まえて、全運転士の服薬調査を実施した。これに関しては、団体交渉でも申し上げたように、マスコミや議会からの厳しい指摘があったことはもちろんであるが、直接的に事故とは関係がないものの、バス事業者として運転士の健康管理体制を整える必要があったためである。

今後、新たに薬の追加や変更があった場合は、運転士は所属長に申し出るとともに、所属長は職員課を通じて産業医に報告し、必要と判断された場合は、

主治医の診断書の提出を求めることとしたい。

診断書の提出が必要なものは、あくまでも慢性的な疾患に伴う薬剤に関してのものであり、一時的な風邪等については、提出は求めないこととしたい。

なお、一時的な服薬に際して、眠気が起こる可能性が明記されているようなものは極力避けるよう、主治医や薬局の薬剤師に相談するなど、運転士であることを自覚した行動をとるよう徹底していきたい。

今後、健康管理体制の強化に向けて、「健康管理手帳」の導入の検討を進めており、詳細が決まり次第、改めて説明させていただく。

**【組合】** 服薬調査に関して、診断書の提出は職員の負担も大きいので、軽減する方法を検討してほしいとの現場からの声もある。「健康管理手帳」の導入により、診断書の提出などの負担が軽減されるのか。

**【当局】** 産業医からは、「健康管理手帳」の導入により、産業医または保健師が、手帳の内容をチェックすることで、主治医からの診断書の提出を省略できる場合が増えるのご意見もいただいております、導入するメリットは大きいと考えている。

**【組合】** 「健康管理手帳」に関しては、今回初めて聞いた内容であるため、現場の意見を十分に聞いた上で、導入するよう申し入れる。

#### 4. 保健師による健康管理体制の強化について

**【当局】** 健康管理体制の強化を図るため、健康診断（人間ドック受診者も含む）の結果、一定の基準に該当している者のうち、産業医が必要と認める者を対象として、保健師を各所属に派遣し、健康診断結果の事後指導として個別面談を実施していきたいと考えている。

具体的には、乗合自動車運転士への問診を通じて、特定の疾患及び服薬状況等の把握を行うとともに、産業医と連携することで、健康管理体制の強化を図るものである。

現在、契約手続きを進めており、10月より実施していきたいと考えており、詳細が決まり次第、お知らせする。

**【組合】** 対象者全員が個別面談を受診しなければいけないのか。

**【当局】** 健康管理体制をしっかりと構築していくことが、事業者としての努めであり、対象者全員が漏れなく受診していただくよう取り組んでいく。